

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会

第3回全国障害者スポーツ大会専門委員会



青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ
2026 翔ける未来へ縄文の風に乗って

令和7年2月5日(水)

青森県庁 西棟8階大会議室

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会
第3回全国障害者スポーツ大会専門委員会資料

目次

○ 次第	P 1
○ 委員名簿	P 2
○ 説明・報告事項	
1 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ準備経過	P 3
2 青の煌めきあおもり障スポ大会実施本部について	P 4
3 青の煌めきあおもり障スポ開・閉会式会場整備について	P 5
4 青の煌めきあおもり障スポ 特別支援学校等参加事業	P 6
5 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 障がい者理解等について	P 7
6 青の煌めきあおもり障スポリハーサル大会競技別会期について	P 8
7 青の煌めきあおもり障スポオープン競技会期について	P 9
8 青の煌めきあおもり障スポ 資格審査実施要項	P 10
9 青の煌めきあおもり障スポ競技役員等について	P 11
10 青の煌めきあおもり障スポ競技会場整備基本設計業務について	P 13
11 青の煌めきあおもり障スポ配宿・輸送業務(第1次)について	P 14
12 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ開・閉会式等警備計画書(自主警備・交通警備)等作成業務について	P 15
13 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 弁当調達要項	P 16
14 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 弁当調製施設選定基準	P 20
15 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 食品衛生対策実施要領	P 22
16 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 医療救護実施要領	P 26
○ 審議事項	
1 青の煌めきあおもり障スポ情報支援体制整備基本方針(案)について	P 32
2 青の煌めきあおもり障スポ 宿泊要項(案)	P 35
3 青の煌めきあおもり障スポ競技開始式・表彰式実施要項(案)	P 46

きら
青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会
第3回全国障害者スポーツ大会専門委員会 次第

日時:令和7年2月5日(水)

13:30~15:30

場所:青森県庁 西棟8階大会議室

1 開会

2 説明・報告事項

- (1) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ準備経過
- (2) 青の煌めきあおもり障スポ大会実施本部について
- (3) 青の煌めきあおもり障スポ開・閉会式会場整備について
- (4) 青の煌めきあおもり障スポ 特別支援学校等参加事業
- (5) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 障がい者理解等について
- (6) 青の煌めきあおもり障スポリハーサル大会競技別会期について
- (7) 青の煌めきあおもり障スポオープン競技会期について
- (8) 青の煌めきあおもり障スポ 資格審査実施要項
- (9) 青の煌めきあおもり障スポ競技役員等について
- (10) 青の煌めきあおもり障スポ競技会場整備基本設計業務について
- (11) 青の煌めきあおもり障スポ配宿・輸送業務(第1次)について
- (12) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ開・閉会式等警備計画書(自主警備・交通警備)等作成業務について
- (13) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 弁当調達要項
- (14) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 弁当調製施設選定基準
- (15) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 食品衛生対策実施要領
- (16) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 医療救護実施要領

3 審議事項

- (1) 青の煌めきあおもり障スポ情報支援体制整備基本方針(案)について
- (2) 青の煌めきあおもり障スポ 宿泊要項(案)
- (3) 青の煌めきあおもり障スポ競技開始式・表彰式実施要項(案)

4 閉会

全国障害者スポーツ大会専門委員会 委員名簿

令和7年2月5日現在（敬略称）

役職	分野	機関・団体名	役職名	氏名
委員長	障がい者団体	一般財団法人青森県身体障害者福祉協会	会長	東山 国男
副委員長	障がい者団体	一般社団法人青森県手をつなぐ育成会	理事長	小関 幸一
委員	障がい者スポーツ	特定非営利活動法人青森県障害者スポーツ協会	理事長	高杉 勝彦
委員	障がい者スポーツ	青森県障害者スポーツ指導員会	会長	福沢 和彦
委員	障がい者団体	一般社団法人青森県視覚障害者福祉会	会長	佐々木 秀勝
委員	障がい者団体	一般社団法人青森県ろうあ協会	副会長	中川原 輝信
委員	障がい者団体	青森県精神保健福祉協会	会長	田崎 博一
委員	障がい者団体	社会福祉法人青森県社会福祉協議会	事務局長	高橋 金一
委員	学校教育	青森県特別支援学校校長会	青森県特別支援学校 スポーツ連盟会長	湯田 秀樹
委員	学校教育	青森県特別支援学級・通級指導教室設置学校長協議会	会長	石田 睦子
委員	競技団体	公益財団法人青森県スポーツ協会	専務理事	宇野 武
委員	競技団体	一般財団法人青森陸上競技協会	副会長	高田 雄司
委員	競技団体	一般社団法人青森県水泳連盟	パラスポーツ委員会委員長	長尾 信
委員	競技団体	青森県アーチェリー協会	副会長	小田桐 稔
委員	競技団体	青森県卓球連盟	パラ卓球委員会委員長	齋藤 幸子
委員	競技団体	青森県障害者フライングディスク協会	会長	齊藤 誠
委員	競技団体	青森県ボウリング連盟	名誉会長	幸林 周逸
委員	競技団体	一般財団法人青森県バスケットボール協会	専務理事	荒谷 修平
委員	競技団体	青森県車椅子バスケットボール連盟	副会長	宮本 富樹
委員	競技団体	青森県ソフトボール協会	理事長	安藤 智史
委員	競技団体	青森県バレーボール協会	参与	小松崎 明
委員	競技団体	一般社団法人青森県サッカー協会	会長	大南 博義
委員	競技団体	青森県ポッチャ協会	代表理事	櫛引 宏一
委員	競技団体	青森県軟式野球連盟	理事長	小野 元樹
委員	輸送・交通	公益社団法人青森県バス協会	専務理事	池田 守
委員	宿泊・観光	青森県旅館ホテル生活衛生同業組合	専務理事	吉田 直哉
委員	宿泊・観光	公益社団法人青森県観光国際交流機構	事務局長	森 庸宏
委員	市町村	青森県市長会	事務局長	舘山 新
委員	市町村	青森県町村会	常務理事兼事務局長	原田 啓一
委員	市町村	青森市 経済部 国スポ・障スポ大会推進課	主幹	藤田 信弘
委員	市町村	弘前市 健康こども部 スポーツ局 国スポ・障スポ推進課	課長	古山 潤
委員	市町村	八戸市 観光文化スポーツ部 国民スポーツ大会準備室	室長	竹井 秀帆
委員	市町村	五所川原市 福祉部 福祉政策課	課長	鎌田 郁
委員	市町村	つがる市 総務部 国スポ・障スポ推進室	室長	佐藤 公俊
委員	市町村	十和田市教育委員会 国スポ・障スポ大会準備室	室長	成田 聖徳
委員	市町村	三沢市 市民生活部 国スポ・障スポ推進室	室長補佐	熊野 真希
委員	市町村	むつ市 市民生活部 国スポ・障スポ推進課	課長	林 力
委員	市町村	東北町 社会教育スポーツ課	課長	甲地 徳彦
委員	市町村	おいらせ町 介護福祉課	課長	澤頭 則光
委員	県	健康医療福祉部 障がい福祉課	課長	千田 昭裕
委員	県	教育庁 学校教育課 特別支援教育推進室	室長	相馬 力
委員	県	教育庁 スポーツ健康課	課長	坂本 雄大

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ準備経過

第2回全国障害者スポーツ大会専門委員会（令和6年12月20日書面開催）以降の準備経過は以下のとおりである。

年月日	内容
令和7年 1月27日	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第5回輸送・交通専門委員会を開催
2月3日	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第15回競技運営専門委員会を開催
2月5日	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第7回宿泊専門委員会を開催（書面開催）

※これまでの準備経過につきましては、青の煌めきあおもり国スポ・障スポホームページに掲載しておりますので、御覧ください。



青の煌めきあおもり障スポ大会実施本部について

国スポ本大会（本会期） R8.10.10開会式 R8.10.20開会式

※ 競技は市町村運営 R8.10.10～10.20 26競技

障スポ大会 R8.10.23開会式 R8.10.26開会式
R8.10.23～10.26 14競技

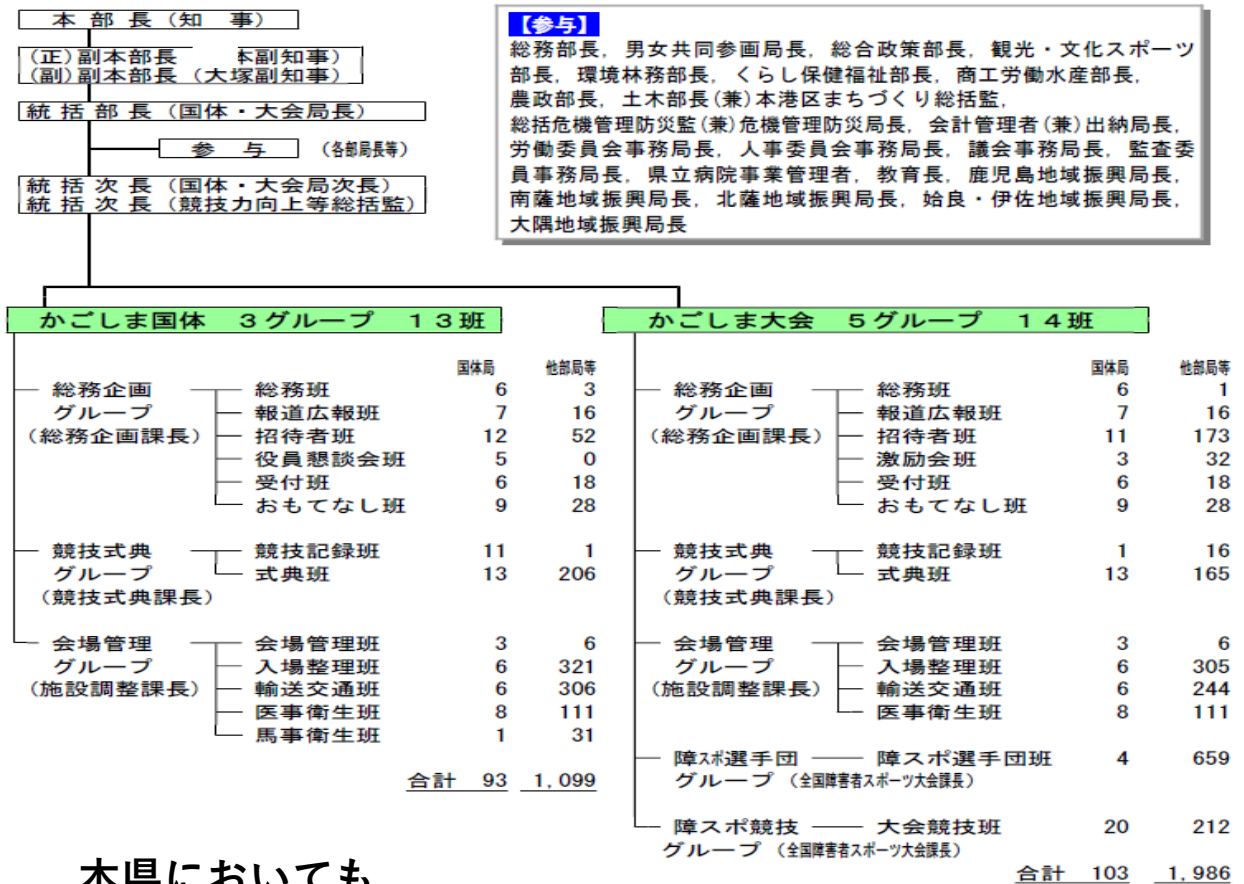
行幸啓の実施も想定（期間中）

上記期間中、延べ約80万人（見込）が来県

大会を運営していく体制を構築する必要

参考:2023年開催の鹿児島県の体制

実施本部



本県においても

鹿児島県と同じような実施本部体制を検討

※従事日数は、業務内容によってまちまちであり、従事前研修も実施

※実施本部の設置は令和7年度末を想定

上記の県職員による実施本部以外に、会場地市町職員には実施本部運営の協力依頼、競技団体には競技運営を委託予定

青の煌めきあおもり障スポ開・閉会式会場整備について

令和6年度では、令和6年11月18日の第4回常任委員会において、青の煌めき国スポ総合開・閉会式会場が屋外開催から屋内開催に変更が決定されたことに伴い、スムーズな運営に繋がる会場整備を実施するため、令和8年2月末を目処に、開・閉会式会場等基本設計修正版を策定しているところである。

また、令和7年度では、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ開・閉会式会場等実施設計を策定する。

【参考：第4回常任委員会資料】

青の煌めきあおもり国スポ^{きら}の会場変更について

青の煌めきあおもり国スポ総合開・閉会式会場を屋外開催（カクヒログループアスレチックスタジアム）から屋内開催（マエダアリーナ）へ変更したい。

1 概要

本県で2026年に開催する第80回国民スポーツ大会の総合開会式が10月10日（土）カクヒログループアスレチックスタジアムで開催することが2023年12月8日開催の令和5年度第3回国民スポーツ大会委員会で決定したことから、開催2年前（2024年10月10日（木））会場実査を行い、雨天対策を踏まえ会場の変更を検討。

2 開催会場の地理的事情

日程 令和6年10月10日（木） 15時現在 気温15℃

天候 小雨・やや風が強い

会場地周辺の特徴 カクヒログループアスレチックスタジアムは東岳の麓に位置し陸奥湾からの浜風が影響して、青森市内に比べて風が強い状況

3 北国ならではの式典

2023年の鹿児島特別国体及び2024年の佐賀国スポの式典終了後に雨が降ってきたが、鹿児島の際は雨合羽を配布、佐賀国スポの際は天気予報的には降雨の可能性は低く想定していなかったため配布していない。

本県では、同じように雨対応として雨合羽の配布では、防寒対策にはならず選手達にとっては厳しい環境となることから、荒天時対策と違う気温が低い地域での雨対策としての屋内開催が望ましい。

4 会場変更の考え方

3つの‘S’と‘C’^よが縊り成す「あおもりBOX」の創出として、Sは、Safety（安全）、Smart（スリム・手際が良い）、Simple（シンプル・簡素）、Cとは、Compact（コンパクト）、Change（転換・移行）、Challenge（挑戦）の頭文字であり、それらが縊り成してアリーナというBOXを創出（式典を開催）し、凝縮された「あおもりの魅力」を全国へ発信するもの。

なお、会場の規模が縮小等によることのほか、

- ・総合開会式における選手の拘束時間の見直し
- ・総合開会式入場前の整列・待機時間の短縮
- ・着座スタイルでの式典参加と参加選手団の参集範囲限定
- ・総合閉会式の事前入場

などにより、総じて選手の負担軽減、スマートな式典運営を目指すとともに、相乗効果として、障スポ会場と同一会場での式典開催となることから効率的な式典運営の実現や仮設工費・輸送・警備等の各種経費の節減が図られる。

青の煌めきあおもり障スポ 特別支援学校等参加事業

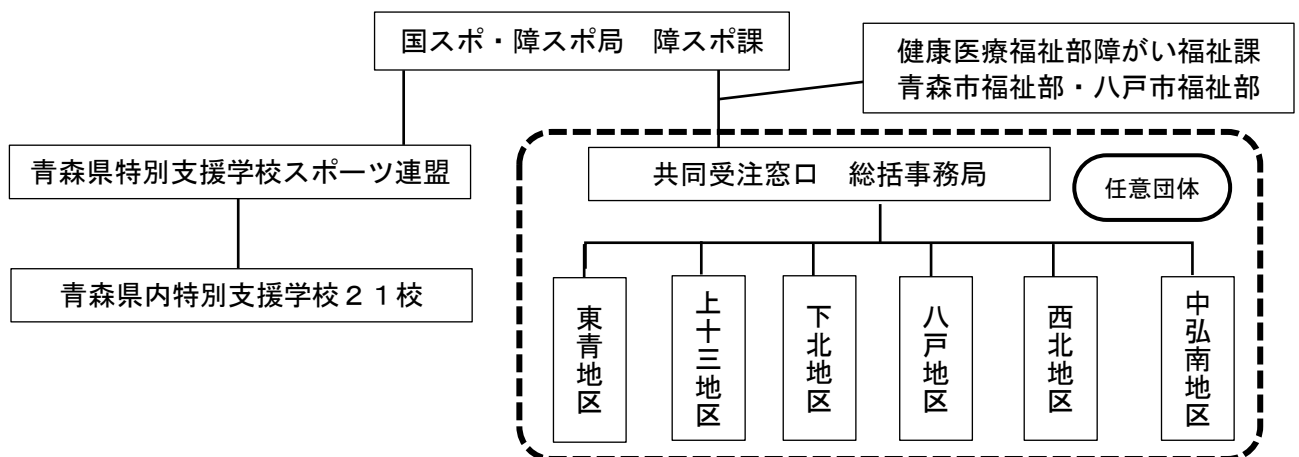
令和6年11月に県内特別支援学校及び福祉事業所を対象に、参加意向調査を実施した。下表の調査結果を踏まえ、各学校及び各施設と調整を行い、令和7年2月中に参加活動を決定する予定である。

令和7年度4月以降、各種活動に取り組んでいただくとともに、令和8年の本大会期間中の活動についても調整を行う予定である。

意向調査結果

項目	予定数	調査結果		詳細
		特別支援学校	福祉事業所	
のぼり旗制作	80旗	209旗	23旗	19校、13施設
メッセージカード作成	6,000枚	1,968枚	1,880枚	20校、17施設
記念品制作	6,000個	2,110個	19,400個	9校、22施設 こぎん刺し、津軽塗、記念うちわ、 ヒバ製品、りんご花炭、だるま 等
リハーサル大会メダル	2,500個		調整中	9施設
クリーンアップ活動	10市町	4市町	5市町	13校、11施設（青森市、八戸市、弘前市、五所川原市、西北地区 他）
選手団激励会演技	1校	3校		
おもてなし広場販売	調整中	1校	22施設	生シイタケ、焼きドーナツ、コーヒー、こぎん刺し製品、革製品 等
おもてなし広場ふるまい	調整中	2校	7施設	きりんうるし茶、コーヒー、豆乳プリン、せんべい汁、きのこスープ等
開閉会式アナウンス	4名	調整中		2校
開閉会式観覧	調整中	12校	12施設	
競技観戦	調整中	17校	16施設	
アップサイクル製品制作	調整中		9施設	
＜その他の希望＞ 情報支援ボランティアバック（600個）、資料袋（6,000枚） 等				

実施組織図



青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 障がい者理解等について

総務企画課広報・県民運動Gで行っているPR戦略に基づく気運醸成に取り組むPR活動に加えて、令和6年9月開催の(一社)青森県ろうあ協会との県民対話集会での知事発言を踏まえ、「★もてな手話キャンペーン」と称して手話動画の制作、また県民の障がい者理解の促進と情報支援ボランティアの募集活動の強化を図る。

ショート動画の制作(案)

- ・コミュニケーションの取り方(視覚ツールの活用、手話・筆談等)
- ・視覚障がい者の支援方法(白杖、ガイドヘルプ等)
- ・車いす支援方法
- ・地域にある支援用具の紹介(スロープ、点字シート、音声ガイド等)

※7年度に制作、ボランティア養成などの場面で活用

7大手話用語の普及展開

- ・多くの県民が関わり盛り上げるため、大会や日常で使える**7大手話用語**を設定
- ・PRキャラバンでの7大手話用語缶バッジ配付やショート動画制作・SNS等での配信

- ①元氣・頑張る ②嬉しい・楽しい ③良い ④何? ⑤拍手 ⑥ありがとう ⑦お疲れ様



手話／元気・頑張る



手話／嬉しい・楽しむ



手話／良い



手話／何?



手話／拍手



手話／ありがとう



手話／お疲れ様

青の煌めきあおもり障スポリハーサル大会競技別会期について

「青の煌めきあおもり障スポ」本大会に向けて、競技運営、審判技術等の向上を図るとともに、大会に対する県民の理解と関心を高めるために、令和8年5月30日(土)～31日(日)の2日間においてリハーサル大会を実施することとし、その競技別会期については以下のとおりとする。

<競技別会期及び会場>

実施競技		開催期日 (令和8年)	会場
個人競技	陸上競技 (身・知)	5月31日 (日)	カクヒログループアスレチック スタジアム
	水泳 (身・知)		マエダアリーナ 50mプール
	アーチェリー (身)		新青森県総合運動公園投てき ・アーチェリー場
	卓球 (身・知・精) [サウンドテーブル テニス (身) を含む]		カクヒログループスーパーアリーナ
	フライングディスク (身・知)		弘前市運動公園陸上競技場
	ボッチャ (身)		青森県武道館
	ボウリング (知)		三沢ボウル
団体競技	バスケットボール (知)	5月30日 (土)、 31日 (日)	むつマエダアリーナ
	車いすバスケット ボール (身)		三沢市国際交流スポーツセンター
	ソフトボール (知)		東北町南総合運動公園ソフトボール場・ 野球場
	ブラインドベース ボール (身)	5月31日 (日)	おいらせ町下田公園多目的 グラウンド
	フットソフトボール (知)		八戸市新井田公園多目的広場
	バレーボール (身)	5月31日 (日)	七戸町総合アリーナ
	バレーボール (知)		伊藤鉱業アリーナつがる
	バレーボール (精)		五所川原市民体育館
サッカー (知)	5月30日 (土)、 31日 (日)	プライフーズスタジアム・八戸市 多賀多目的運動場人工芝球技場	

(留意事項)

- 1 選手の申込状況等に応じて期間が変更になる場合がある。
- 2 バレーボール (身) は、本大会会場である十和田市総合体育センターの改修工事により、七戸町総合アリーナでの実施とする。

青の煌^{きら}めきあおもり障スポオープン競技会期について

No	実施競技	障害 区分	主催団体	会場	会期
1	ブラインド テニス	身体 (視覚)	日本ブラインドテニス 連盟東北地域協会	七戸町総合アリー ナ (七戸町)	令和8年10月24日(土) ・25日(日)
2	ファイン・ ボール	身体 (肢体)	日本ファイン・ボール協 会、おいらせ町ファイ ン・ボール協会	おいらせ町縄文の 森イベントホール (おいらせ町)	令和8年10月24日(土)
3	デフボウリング	身体 (聴覚)	青森県ボウリング連盟	三沢ボウル (三沢市)	(調整中)

青の煌^{きら}めきあおもり障スポ 資格審査実施要項

1 趣旨

この要項は、青の煌^{きら}めきあおもり障スポの出場種目や組み合わせの決定を公平かつ円滑に行うため、参加選手の資格審査の実施について必要な事項を定めるものとする。

2 実施主体

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会が、専門的な資格や知識・経験を有する者の協力を得て実施する。

3 資格審査対象者

参加選手全員

4 審査内容

参加申込書に基づき、資格審査対象者について次の審査を行う。

- (1) 全国障害者スポーツ大会開催基準要綱に定める参加資格の条件を満たしていること。
- (2) 出場申込みのあった競技・種目が、全国障害者スポーツ大会競技規則に定める年齢区分及び障害区分に適合していること。

5 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、関係者が協議の上決定する。

青の煌めきあおもり障スポ競技役員等について

1 資格が必要な競技役員の養成について

第25回全国障害者スポーツ大会で実施される正式競技の競技運営に携わる審判員、運営員及び競技補助員については、青の煌めきあおもり障スポ競技役員等養成事業補助金により、計画的に養成を進めているところである。

当該補助金を活用した取り組みのうち、審判養成に時間を要する競技については早期に取り組みを開始しており、令和3年度から車いすバスケットボール、令和4年度からサウンドテーブルテニスとブラインドベースボールの審判養成を実施している。令和5年度からは、これらに加え、フライングディスク、ボッチャ、フットソフトボールの審判養成を開始したところであり、現時点での養成状況は下記のとおりである。

障スポ独自競技における競技役員養成状況について

	競技名	必要人数 (a)	有資格者 R6. 3. 31 (b)	不足数 (c) a-b	養成計画				養成計 (h) b+g	不足数 (g) a-h	備考
					R6 養成数 (d)	R7 養成数 (想定) (e)	R8 養成数 (想定) (f)	R6~R8 計 (g) d+e+f			
1	サウンドテーブル テニス	22	5	17	20	0	0	20	25	0	R6年度 充足見込み。
2	フライングディスク	137	60	77	30	30	17	77	137	0	R7年度以降の 数値は推定。
3	ボッチャ	35	11	24	30	0	0	30	41	0	R6年度 充足見込み。
4	車いすバスケット ボール	17	2	15	2	5	2	9	11	6	不足は県外招 集を想定
5	ブラインド ベースボール	43	21	22	25	0	0	25	46	0	R6年度 充足見込み。
6	フットソフトボール	32	15	17	26	0	0	26	41	0	R6年度 充足見込み。
	計	286	114	172	133	35	19	187	301	6	

※ R6年度の養成数の数値は補助金申請時の数値。R7年度以降の養成数の数値は想定。

※ R8年度、グランドソフトボールからブラインドベースボールに名称変更。

2 競技役員等編成について

(1) 競技役員等編成調査（第2次）の実施について

第25回全国障害者スポーツ大会の円滑な競技運営の推進のため、「第25回全国障害者スポーツ大会競技役員等編成要項」に基づき、令和7年度初めに、競技役員等編成調査（第2次）を実施する。

(2) 競技役員等の編成

① 競技役員

今後、青の煌めきあおもり障スポ競技役員等養成事業費補助金等により、競技役員を養成し、適切な競技役員配置ができるよう関係団体と協力しながら、編成を進める。

編成にあたっては、原則、県内役員で編成することとしているが、一部競技では、中央または県外の競技役員を含めて編成する。

② 競技補助員

編成にあたっては、会場地近隣の高校の部活動部員を中心に編成することとしているが、一部業務には、高校の一般生徒を充てることも想定する。

競技補助員の編成にあたっては、市町や競技運営主管団体はもとより、学校関係者の理解を得ることが極めて重要であることから、今後、学校関係者との連携を密にしながら、競技補助員の編成を進める。

青の煌めきあおもり障スポ競技会場整備基本設計業務について

1 競技会場整備基本設計業務について

(1) 目的

令和8年に開催する第25回全国障害者スポーツ大会「青の煌めきあおもり障スポ」の円滑な運営に向けて、各競技会場の整備のため、必要となる各会場のゾーニング、各動線の設定、仮施設配置計画等、基本的な計画図等の書類を作成する。

(2) 業務の内容

発注者から提示された要求その他の諸条件を設計条件として整理し、県実施のバリアフリー調査の内容を踏まえて、駐車場等会場周辺を含めた競技会場のゾーニング計画（ロイヤル（皇室関係）、選手控所、ふれあい広場等）、動線計画（ロイヤル（皇室関係）、一般・車椅子観覧者、選手等）、バリアフリー設備配置及び既設・仮設別諸施設配置計画をまとめ、会場周辺を含む全体図と各階別図に分けて、競技会場利用計画図を作成する。

2 競技会場整備スケジュール

実施年度	内 容
令和6年度	競技会場整備基本設計
令和7年度	競技会場整備実施設計
令和8年度	競技会場整備

※陸上競技においては、開・閉会式会場基本設計と併せて実施している。

3 競技会場整備基本設計中間報告について

令和6年10月7日に委託業者より提出された中間報告書については、令和6年12月に開催した第2回競技運営担当者会議にて、関係する競技運営主管団体及び会場地市町に情報共有した。

現在、令和7年3月14日の成果品納品に向け、随時微修正を加えながら最終図面の作成を進めている。

青の煌めきあおもり障スポ配宿・輸送業務（第1次）について

1 事業内容

青の煌めきあおもり障スポに参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他の関係者の効率的かつ円滑な配宿及び輸送を行うため、仮配宿計画の作成、輸送計画の作成、バス等の車両確保、配宿・輸送WEBシステムの仕様設計等を実施するもの。

公募型プロポーザル方式により業者選定を行い、日本旅行・弘南バス・十和田観光電鉄・三八五バス共同企業体と契約し、業務を行っている。

2 報告内容

(1) 配宿業務

大会参加者の宿泊想定人数や県内の宿泊施設の状況を踏まえ、障害の特性や選手団の負担軽減を考慮した「第一次配宿計画」を策定する。

- ① 大会参加者の想定人数の算出
- ② 配宿想定施設の抽出
- ③ 宿泊施設の客室確保
- ④ 現地調査の実施（バリアフリー調査）
- ⑤ 配宿シミュレーションの実施
- ⑥ 宿泊支援用具準備計画及び仮設物設置計画等

(2) 輸送業務

宿泊計画(第1次)及び委託者が実施する参加意向調査(第1次)の結果に基づき、大会参加者および一般観覧者の「第一次輸送計画」を策定する。

- ① 全国輸送案の作成
- ② 競技会場地輸送案の作成
- ③ 開・閉会式輸送案の作成
- ④ シャトルバス運行計画の検討
- ⑤ 輸送用車両必要台数の算定（バス、トラック、タクシー、福祉タクシー等）
- ⑥ 輸送車両の借上げ料金調査
- ⑦ 福祉タクシー確保対策等の検討

3 今後の予定

R7年度 配宿(第2次計画)(宿泊施設との調整、仮設物設置計画の作成等)
輸送(第2次計画)(バス等輸送計画、車両の確保等)
共通(配宿・輸送センターの設置(R7.10~))

R8年度 配宿(宿泊申込受付、接遇研修開催、配宿センターの運営等)
輸送(計画バス等、駐車場、交通誘導、輸送センターの運営等)

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ開・閉会式等
警備計画書（自主警備・交通警備）等作成業務について

1 事業概要

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ開・閉会式等の警備・消防業務に万全を期すため、これまで決定した警備・消防関係の計画等に基づき以下の計画書を作成する。

- (1) 開・閉会式等警備計画書（自主警備）
開・閉会式の会場警備に係る人員配置・運用方法等を定める
- (2) 開・閉会式等警備計画書（交通警備）
交通誘導警備に係る人員配置・運用方法等を定める。
- (3) 開・閉会式会場防災計画書
災害等発生時の来場者の避難計画等を定める。

※中間報告日：令和6年12月24日（火）（実績報告日：令和7年3月13日（木））

2 報告内容（主なもの）

- (1) 開・閉会式等警備計画書（自主警備）
AD・SG配置、基本動線、基本配置等
- (2) 開・閉会式等警備計画書（交通警備）
交通規制・動線案内、警備員配置等
- (3) 開・閉会式会場防災計画書
火災対策、大規模災害・突発重大事案対策、避難計画

3 今後の予定（主なもの）

- (1) 開・閉会式等警備計画書（自主警備）
警備員等配置の精査
- (2) 開・閉会式等警備計画書（交通警備）
駐車場利用計画、基本動線、警備員等配置の検討
- (3) 開・閉会式会場防災計画書
避難計画、消火設備等の検討

【参考】警備・消防業務スケジュール

令和6年度	令和7年度	令和8年度
警備計画書等作成	警備計画書等検証・修正	警備・消防業務実施

令和6年12月19日 第5回医事・衛生委員会にて決定

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 弁当調達要項

1 趣旨

この要項は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポに参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者（以下「国スポ・障スポ参加者等」という。）に提供する昼食弁当（以下「弁当」という。）の調達について必要な事項を定めるものとする。

2 業務分担

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「県委員会」という。）及び会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会」という。）は、次の区分における弁当調達業務を実施する。

(1) 県委員会

- ア 青の煌めきあおもり国スポ 総合開・閉会式
- イ 青の煌めきあおもり障スポ 開・閉会式及び競技会

(2) 会場地委員会

青の煌めきあおもり国スポ競技会

3 弁当調製施設の選定

(1) 県委員会及び会場地委員会は、青森県健康医療福祉部保健衛生課（以下「県保健衛生課」という。）及び関係する保健所等の協力を得て、次に掲げる事項を満たす弁当調製施設を選定する。

- ア 食品衛生法に基づく営業許可を有し、食品衛生関係法令等に基づき、HACCP※1に沿った適切な衛生管理に取り組んでいること。
- イ 弁当調製能力※2が、弁当調製施設の規模や従業員数等に見合ったものであること。
- ウ 開・閉会式、競技会等の運営に合わせた受注、搬入ができること。
- エ 県委員会及び会場地委員会が定めた弁当料金、容器、献立等に対応できること。

(2) 弁当調製施設の選定にかかる具体的な基準等については、県委員会及び会場地委員会がそれぞれ別に定める。

(3) 県委員会及び会場地委員会は、上記により弁当調製施設を選定したときは、当該弁当調製施設にその旨を通知する。

※1 HACCPとは、原材料の受入から最終製品の出荷までの工程ごとに、微生物、化学物質、異物混入などの潜在的な危害因子を分析・特定したうえで、危害の発生防止につながる特に重要な工程を継続的に監視・記録する管理手法を指す。

※2 弁当調製能力とは、「1日当たりの弁当調製数」と「配送可能範囲」を指す。

4 選定した弁当調製施設の報告

- (1) 会場地委員会は、選定した弁当調製施設を「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弁当調製施設名簿」(様式第1号。以下「弁当調製施設名簿」という。)により、令和7年9月末までに県委員会へ報告する。
- (2) 県委員会は、自ら選定した弁当調製施設及び会場地委員会から報告のあった弁当調製施設を取りまとめ、様式第1号により県管轄の保健所分は県保健衛生課に、青森市保健所・八戸市保健所の管轄分は各市保健所へ提出する。併せて県委員会は自ら選定した弁当調製施設を会場地委員会に情報提供する。
- (3) 県委員会及び会場地委員会は、上記(1)及び(2)の報告後に、追加して弁当調製施設を選定した場合は、速やかに追加分の弁当調製施設名簿を(2)と同様に提出する。
- (4) 県保健衛生課は、県委員会から提出された弁当調製施設名簿に、県外に所在する弁当調製施設がある場合は、当該施設所在地を所管する関係自治体に対し、監視指導の実施及び結果の報告を依頼する。

5 弁当調製施設の選定の取消し

- (1) 県委員会及び会場地委員会は、上記3により選定した弁当調製施設が次の各号のいずれかに該当するときは、弁当調製施設の選定を取り消すことができる。
 - ア 食品衛生関係法令に基づく施設の改善命令及び指導に従わないとき。
 - イ 食品衛生関係法令に基づく施設の許可の取消し、営業の全部又は一部の禁止、若しくは期間を定めての営業の停止処分を受けたとき。
 - ウ 弁当の調製を第三者に委託したとき。
 - エ その他当該弁当調製施設を選定した県委員会又は会場地委員会が不相当と認めたとき。
- (2) (1)により、県委員会が選定を取り消したときは、速やかに県保健衛生課に報告する。併せて会場地委員会に情報提供を行う。
- (3) (1)により、会場地委員会が選定を取り消したときは、速やかに県委員会に報告する。選定取消しの報告を受けた県委員会は、速やかに、県管轄分は県保健衛生課に、青森市保健所及び八戸市保健所の管轄分は各市保健所へ報告する。
- (4) 県保健衛生課は、県委員会及び会場地委員会が選定の取消しを報告した弁当調製施設が県外に所在する場合は、その旨を関係自治体に通知する。

6 弁当を提供する国スポ・障スポ参加者等及び弁当料金

- (1) 斡旋弁当(国スポ・障スポ参加者等から弁当料金を徴収して提供する弁当をいう。)及び支給弁当(県委員会または会場地委員会が弁当料金を負担して提供する弁当をいう。)を提供する国スポ・障スポ参加者等は、県委員会及び会場地委員会がそれぞれ定める。
- (2) 斡旋弁当及び支給弁当の料金は、お茶等を含めて1,100円以内(税抜)とし、県委員会及び会場地委員会がそれぞれ定める。

7 弁当の献立

県委員会及び会場地委員会は、弁当の献立の作成又は選定にあたっては、選手のコンディションづくりや青森県産の活用等に配慮するものとする。

8 弁当の申込み、受付及び発注等

- (1) 国スポ・障スポ参加者等への斡旋及び支給を行う弁当の申込み・受付及び発注等の手続きについては、県委員会及び会場地委員会がそれぞれ定める方法により行うものとする。
- (2) 国スポ・障スポ参加者等からの申込み受付後の変更及び取消しは、原則として認めないこととする。
- (3) 県委員会及び会場地委員会は、国スポ・障スポ参加者等からの申込みを受け付けた斡旋弁当及び支給弁当の個数を取りまとめ、それぞれが選定した弁当調製施設へ発注する。なお、発注にあたっては、当該弁当調製施設の調製能力を超えることのないよう留意するものとする。

9 弁当の調製、運搬等

県委員会及び会場地委員会は、次に掲げる事項を弁当調製施設に遵守させるものとする。

- (1) 調製、包装等にあたっては、衛生管理を徹底するとともに、弁当調製能力を超える受注をしないこと。
- (2) 次に掲げる項目を容器等に表示すること。
 - ア 弁当の名称
 - イ 原材料名（アレルギー、遺伝子組換え、原料米の産地等の表示を含む。）
 - ウ 食品添加物
 - エ 消費期限（時刻まで表示）
 - オ 保存方法
 - カ 製造所所在地・製造者名
 - キ その他食品表示法等関係法令により規定される表示
 - ク 提供後速やかに食べてもらうための注意喚起表示
 - ケ 持ち帰りを禁止する表示
 - コ その他県委員会又は会場地委員会が指示する表示
- (3) 運搬にあたっては、冷蔵車等を使用するものとし、県委員会及び会場地委員会が指定する日時及び場所に納入すること。
- (4) 県委員会及び会場地委員会の指示に従い、廃棄容器等の回収を行うこと。

10 弁当の保管及び引換

県委員会及び会場地委員会は、弁当引換所の設置及び弁当の保管等の弁当引換業務にあたっては、保健所の指導の下、衛生上の安全を確保する。

11 弁当代金の精算

弁当を納入した弁当調製施設は、国スポ・障スポ終了後、県委員会及び会場地委員会が別に定める方法により精算する。

12 その他

- (1) この要項に定めるもののほか必要な事項については、県委員会及び会場地委員会がそれぞれ弁当調製施設や県保健衛生課等と協議の上、別に定めるものとする。
- (2) 県委員会及び会場地委員会は、9（2）及び10について、必要に応じて事前に県保健衛生課又は保健所へ相談し、衛生上の安全を確保する。
- (3) あおもり国スポの総合開・閉会式リハーサル及び県外競技会等にかかるリハーサル大会、あおもり障スポの開・閉会式リハーサル及び競技会にかかるリハーサル大会における弁当調達については、必要に応じ、この要項に準じて実施する。
- (4) 県外開催競技における弁当の調達については、この要項に準じて取り扱うものとする。

令和6年12月19日 第5回医事・衛生委員会にて決定

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 弁当調製施設選定基準

1 総則

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弁当調達要項に基づき、青の煌めきあおもり国スポ（以下「国スポ」という。）総合開・閉会式及び青の煌めきあおもり障スポ（以下「障スポ」という。）開・閉会式及び競技会における弁当調製施設選定基準を次のとおり定め、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ（以下「県委員会」という。）は、当該基準を満たす施設の中から、弁当調製施設を選定する。

2 施設の立地条件

青森県内に所在し、食品衛生法に基づく営業許可を受けている弁当調製施設であること。なお、弁当調製施設の所在地は各会場までおおむね2時間以内の地域であること。ただし、青森県内の弁当調製施設だけで必要な食数が確保できない場合は、青森県外に所在する弁当調製施設も対象とする。

3 衛生管理体制

- (1) 過去3年間に、食中毒発生等により食品衛生法に基づく営業停止等の処分を受けていないこと。ただし、保健所の監視指導を受けて問題がないことが確認できた場合はこの限りではない。
- (2) 食品衛生関係法令に基づき、HACCPに沿った衛生管理に取り組んでいること。
- (3) 検食は、原材料及び調理済み食品毎に50g程度ずつ清潔な容器（ビニール等）に密封して-20℃以下で2週間以上保存できること。
- (4) 調理従事者（食品の盛り付け等、食品に接触する可能性のある者であって臨時職員を含む。）の全員に対し、国スポの総合開会式日前1か月以内に検便検査（赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌（O157等）を含むもの。）を実施することが可能であること。
なお、検便検査項目にはノロウイルスも含めることが望ましい。
- (5) 死亡後遺障害補償額が、1事故1億円以上の食品賠償保険等に加入していること、若しくは国スポ・全障スポ開催期間中加入我们できること。

4 弁当調製能力

- (1) 調製能力が、1日当たり300食以上であること。
- (2) 第三者に委託することなく、弁当の調製が可能であること。
- (3) 申出のあった提供可能数が、調製施設の規模、従業員数に見合ったものであること。

5 対応能力

- (1) 県委員会が定める弁当料金による調製が可能であること。
- (2) 県委員会が指定する容器、包装紙等を使用できること。
- (3) 県委員会が定める食材及び献立内容で調製できること。
- (4) 弁当容器に以下の項目をラベルシール等で表示ができること。
 - ア 弁当の名称
 - イ 原材料名（アレルギー、遺伝子組換え、原料米の産地等の表示を含む。）
 - ウ 食品添加物
 - エ 消費期限（時刻まで表示）
 - オ 保存方法
 - カ 製造所所在地・製造者名
 - キ その他食品表示法等関係法令により規定される表示
 - ク 提供後速やかに食べてもらう注意喚起表示
 - ケ 持ち帰りを禁止する表示
 - コ その他県実行委員会が指示する表示
- (5) 弁当の付属品として、お茶、割り箸、つま楊枝、お手拭及び持ち運び用の袋を提供できること。また、それらについて県委員会から指示があった場合、指示に沿った内容での提供が可能であること。
- (6) 弁当の内容について、おしながき等の添付が可能であること。
- (7) 弁当を搬送する際は、搬送が容易で清潔な段ボール箱等に梱包して弁当を搬入できること。
- (8) 県委員会が指示する時刻・場所に衛生的な運搬ができること。また、配布終了まで会場内に待機し、同様に適切な温度管理（10℃以下）、衛生管理を行えること。
- (9) 開会式・閉会式、競技会等の運営に合わせた受注、搬入、廃棄容器の回収ができること。
- (10) 荒天等により競技会等が変更又は開催中止となった場合に、弁当の調製及び納入について、県委員会の指示に基づく対応ができること。

令和6年12月19日 第5回医事・衛生委員会にて決定

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 食品衛生対策実施要領

1 趣旨

この実施要領は、第80回国民スポーツ大会食品衛生対策要項及び第25回全国障害者スポーツ大会宿泊等基本方針に基づき、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「県委員会」という。）及び会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会」という。）が相互に連絡調整を図り、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ（以下「国スポ・障スポ」という。）において、県、会場地市町村、関係機関・団体等とともに実施する食品衛生対策に関して、必要な事項を定めるものとする。

2 実施内容

(1) 対象となる食品提供施設

ア 営業宿泊施設の調理施設

旅館業法第3条により許可を受けている施設（以下、「営業宿泊施設」という。）であって、国スポ・障スポに参加する選手・監督・役員、視察員、報道員及びその他の関係者（以下「国スポ・障スポ参加者等」という。）を宿泊させ、当該宿泊者が喫食する食事を調理する施設

イ 食事提供施設

国スポ・障スポ参加者等が利用する営業宿泊施設において、施設内での食事提供ができない場合に斡旋する食事提供が可能な施設

ウ 仕出し料理調製施設

国スポ・障スポ参加者等が営業宿泊施設等で喫食する仕出し料理（弁当を含む）を調製する施設

エ 弁当調製施設

国スポ・障スポ参加者等が総合開・閉会式会場及び競技・練習会場等で喫食する昼食弁当を調製する施設

オ 既設の食品営業施設

国スポ・障スポ会場内に既に設置され、食品の調理、加工、製造並びに販売を行う施設

カ 食品営業自動車

国スポ・障スポ会場内にて自動車に営業施設を設け、食品の調理、加工、製造並びに販売を行う施設

キ 臨時の食品営業施設

国スポ・障スポ会場内に臨時的に設置され、食品の調理、加工、製造並びに販売を行う施設

ク 無料食品提供施設

国スポ・障スポ会場内に臨時的に設置され、無償で飲食物を提供する施設

ケ 弁当引換所

国スポ・障スポ会場内に臨時的に設置される弁当の引換所

(2) 食品提供施設の把握

青森県健康医療福祉部保健衛生課（以下「県保健衛生課」という。）及び保健所（青森市保健所、八戸市保健所を含む。この項において以下同じ。）は、県委員会及び会場地委員会から次表のとおり管轄の保健所に提出される報告書等により、対象の食品提供施設を把握する。なお、報告書提出後に追加・変更した場合は、速やかに追加・変更内容を提出する。

また、県外施設については、県保健衛生課を通じ、関係自治体へ食品衛生指導の実施及び報告を依頼する。

対象施設		提出書類	提出方法
ア	営業宿泊施設の調理施設	営業宿泊施設利用予定報告書 ※宿舍衛生対策実施要領で定める様式第1号	県委員会が県保健衛生課又は中核市保健所へ提出する。 ※令和7年（2025年）9月末日まで
イ	食事提供施設	食事提供施設一覧表（様式第1号）	会場地委員会は県委員会へ提出し、県委員会が取りまとめて県保健衛生課又は中核市保健所へ提出する。 ※令和7年（2025年）9月末日まで
ウ	仕出し料理調製施設	仕出し料理調製施設一覧表（様式第2号）	
エ	弁当調製施設	弁当調製施設名簿 ※弁当調達要項で定める様式第1号	
オ	既設の食品営業施設	既設食品営業施設一覧表（様式第3号）	会場地委員会は県委員会へ提出し、県委員会が取りまとめて県保健衛生課又は中核市保健所へ提出する。 ※開催の概ね3ヶ月前まで
カ	食品営業自動車	食品営業自動車設置計画書（様式第4号）	
キ	臨時の食品営業施設	臨時食品営業施設設置計画書（様式第5号）	
ク	無料食品提供施設	無料食品提供施設設置計画書（様式第6号）	
ケ	弁当引換所	弁当引換所設置計画書（様式第7号）	

(3) 監視指導

保健所は、県委員会及び会場地委員会と連携し、県保健衛生課及び一般社団法人青森県食品衛生協会（以下「県食品衛生協会」という。）各支部の協力を得て、次表を目標に対象施設の監視指導を実施する。

対象施設	目標立入回数		監視・指摘事項
	国スポ・障スポ前 令和7年度 ～開催年度	国スポ・障スポ 期間中	
	ア 営業宿泊施設の調理施設	1～2回	
イ 食事提供施設			
ウ 仕出し料理調製施設			
エ 弁当調製施設			
オ 既設の食品営業施設	—	1回以上	
カ 食品営業自動車			
キ 臨時の食品営業施設			
ク 無料食品提供施設			
ケ 弁当引換所			

(4) 食品衛生講習会

県委員会は、県保健衛生課及び保健所と連携し、県食品衛生協会の協力を得て、食品衛生講習会を実施する。また、会場地委員会においても、必要に応じて同様の講習会を実施することができる。なお、宿舍衛生講習会等と併せて実施することができる。

ア 講習の内容

- (ア) 食中毒の予防と発生時の対応
- (イ) 従事者の健康管理（検便検査を含む。）と手洗いの徹底
- (ウ) 施設・設備の衛生管理及び食品・調理器具等の衛生的な取扱い

イ 受講対象者

対象となる食品提供施設の食品衛生責任者又は代表者及び関係者

ウ 講習会の実施方法

令和7年度から国スポ・障スポ開催1か月前までに、上記受講対象者が1回以上受講できるよう、日程及び会場の調整を行う。

(5) 広報活動

県保健衛生課及び保健所は、関係機関、団体等の協力を得て、広報誌、ホームページ等の広報媒体を活用し、食品衛生に関する知識の普及啓発を図る。

(6) 食中毒等健康被害発生時の対応

ア 県委員会及び会場地委員会は、食中毒（疑いを含む。）の情報を入手した場合、直ちに管轄の保健所に連絡する。

イ 保健所は、国スポ・障スポに関係して食中毒が発生したときは、速やかに対

応するほか、関係する会場地委員会に情報共有を図る。なお、県管轄保健所は、県保健衛生課に報告を行う。

(7) 緊急連絡体制の整備

国スポ・障スポ期間中における食中毒の発生に備え、緊急時に対応するため、別記1及び別記2のとおり緊急連絡体制を整備する。

3 実施報告

- (1) 県管轄保健所は、この実施要領に基づく食品衛生監視指導の実施結果を「食品提供施設の監視指導実施結果報告書」(様式第8号)により県保健衛生課に提出する。報告期限について、令和7年度中の実施結果は令和8年3月末日までに、それ以降は実施後速やかに提出する。
- (2) 会場地委員会は、この実施要領に基づく食品衛生講習会を実施した場合は、食品衛生講習会の実施結果を「食品衛生講習会の実施報告書」(様式第9号)により、県委員会に提出する。報告期限について、令和7年度中の実施結果は令和8年3月末日までに、それ以降は実施後速やかに提出する。
- (3) 県保健衛生課は、県管轄保健所から提出のあった上記報告書を速やかに、県委員会に提出する。
- (4) 青森市保健所及び八戸市保健所は、この実施要領に基づく食品提供施設における監視指導の実施結果を上記(1)と同様の様式、期限により、県委員会に提出する。

4 その他

この実施要領に定めるもののほか、食品衛生対策に関して必要な事項は、県委員会、県保健衛生課並びに保健所が協議の上、別に定めるものとする。

令和6年12月19日 第5回医事・衛生委員会にて決定

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 医療救護実施要領

1 趣旨

この実施要領は、第80回国民スポーツ大会医療救護要項及び第25回全国障害者スポーツ大会宿泊等基本方針に基づき、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ（以下「国スポ・障スポ」という。）において、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「県委員会」という。）が実施する医療救護に関して、必要な事項を定めるものとする。

2 国スポ総合開・閉会式、障スポ開・閉会式における医療救護

(1) 救護本部の設置

- ア 救護本部設置計画を作成し、人員の配置及び必要な物品について配備するとともに、通信連絡体制を整備する。
- イ 救護班及び移動救護班と連絡調整を行い、医療救護業務を総括する。
- ウ 医療機関に搬送する必要がある傷病者が発生した場合は、直ちに救急自動車等の出動を要請し、搬送措置を講じる。
- エ 開設時間は、会場の開場（開門）1時間前から式典終了30分後までとし、必要に応じて変更する。
- オ 当日の業務終了後、「処置記録兼診療依頼書（様式第1号）」、「移動救護対応記録（様式第2号）」、「取扱傷病者一覧表（様式第3号）」をとりまとめる。
- カ 搬送した傷病者については、その後の症状経過を把握するよう努める。
- キ 会期に応じて、会場地域の休日診療・救急当番一覧表を作成する。

(2) 救護所の設置

- ア 救護所の設置計画及び救護班配置計画を作成し、効果的な場所に、適切な数の救護所の設置及び救護班の配置をするとともに、通信連絡体制を整備する。
- イ 内部は、衛生管理に留意するとともに、外部から見えないように配慮する。
- ウ 救護班には、必要に応じて担当区域内を巡回する移動救護班を編成する。
- エ 救護所及び移動救護班に配備する医薬品、医療器具、AED、その他必要な物品等を決定し、調達及び配備する。なお、ドーピング禁止物質を含有する医薬品は、配備しない。
- オ 開設時間は、会場の開場（開門）1時間前から式典終了30分後までとし、必要に応じて変更する。
- カ 赤十字の標章を表示し、必要な場所に案内標識を設置する。

(3) 応急処置の実施

救護班及び移動救護班は、傷病者の早期発見及び応急処置を行うとともに、以下の事務処理を行う。なお、移動救護班は、必要な場合、最寄りの救護所へ傷病者を搬送する。

- ア 救護班は、様式第1号及び様式第3号に所定の事項を記載する。
- イ 移動救護班は、様式第2号及び様式第3号に所定の事項を記載する。
- ウ 傷病者を医療機関に搬送する必要がある場合は、救護本部に連絡する。

エ 医療機関に搬送する傷病者又は関係者に対し、様式第1号の写しを交付する。

オ 当日の業務終了後、様式第1号～様式第3号を救護本部に提出する。

(4) 救急自動車の配備

関係機関と協議し、配備する際には、適切な場所に、適切な台数を配備する。

(5) 医療機関の確保等

関係団体等と連携し、傷病者が円滑に医療機関を受診できるよう救急医療体制を整える。

3 競技会場及び練習会場における医療救護

救護所の設置、救護班の業務その他の医療救護に必要な事項については、上記2に準じ、必要な医療救護体制を整備する。

4 県委員会主催の国スポ・障スポ関連イベント会場等における医療救護

イベント内容等に応じ、必要な医療救護体制を整備する。

5 宿舎における医療救護

宿舎の責任者に対し、国スポ・障スポに参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「国スポ・障スポ参加者等」という。）が宿舎で発病・負傷した場合、医療機関の紹介又は救急自動車の出動要請等を行うとともに、速やかに、県委員会に報告するよう周知徹底を図る。

6 医療救護体制の周知

傷病者発生時に患者への対応が適切に行われるよう、国スポ・障スポ参加者等や宿舎の責任者に対して、以下の方法等により周知を行う。

(1) リーフレット等の作成及び配付・掲示

(2) 関係機関への国スポ・障スポ開催通知の送付

7 業務マニュアルの作成及び研修の実施

本実施要領及び医療救護実施計画に基づき、医療救護に従事する実施本部員等を対象とした業務マニュアルを作成し、研修を実施する。

8 その他

(1) 服装は、医療救護関係者であることが分かるよう配慮する。

(2) 傷病者のプライバシーの保護に努める。

(3) 赤十字標章を使用する場合は、事前に日本赤十字社青森県支部の承諾を得ることとし、必要な手続きを行う。

(4) あおもり国スポの総合開・閉会式リハーサル、県外競技会等にかかるリハーサル大会、あおもり障スポの開・閉会式リハーサル及び競技会にかかるリハーサル大会における医療救護については、必要に応じ、この要領に準じて実施する。

(5) この要領に定めるもののほか、医療救護の実施に関して必要な事項は、別に定める。

処置記録兼診療依頼書

取扱救護所				発行番号	No.				
発生場所		式典中・競技中・観戦中 移動中・その他()		発行日時	令和 年 月 日() 午前・午後 時 分頃				
傷病者情報	フリガナ 氏名 生年月日 他	S・H・R 年 月 日生 歳	男・女	参加区分	選手・監督・役員・観客 その他()				
				競技名					
	住所 連絡先	都道府県名() (TEL:) (携帯:)		会場名					
				付添人 (続柄)	() (携帯: - -)				
			保険証所持の有無	有・無					
応急処置の内容	傷病内容	骨折 腱断裂 捻挫 打撲 脱臼 裂創 口腔内外傷 熱中症 脱水症 頭頸部疾患 呼吸・循環器疾患 消化器疾患 内分泌疾患 腎疾患 神経疾患 その他()							
	受傷部位								
	発症(事故)原因								
	バイタルサイン等	体温	℃	脈拍	/min	血压	/ mmHg	SpO2	%
	処置内容	処置時間：午前・午後 時 分							
	使用医薬品								
	現病歴	(服薬)							
	既往歴								
	備考								
搬送	有・無								
救護所医師等氏名									

搬送先医療機関 担当医 様

青の煌めきあおもり国スポ・障スポにおいて発症した上記の者に対する診療をお願いいたします。

令和 年 月 日
青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会会長

※ 本書を医療機関に送付すること並びに搬送先医療機関から青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会に返送することについては、個人情報の保護に万全を期すとともに国スポ・障スポの統計資料に利用すること以外には使用しないことを条件に承諾します。

患者同意欄(サイン)

F A X 送 信 票

令和 年 月 日

宛 先	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会事務局 医療救護担当 宛 (FAX: 017-734-8012)	
発 信 者 名 (ゴム印可)	医療機関名	担当者 (所属)
	住所	(氏名)
	電話	F A X

※下記の診療内容欄に記入後、この用紙(裏面)のみを「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会事務局」までFAXで送信いただきますようお願いいたします。
(本紙の記入は医師以外の方が記入しても構いません。)

搬送先医療機関における診察状況	
傷 病 名	
治 療 内 容 使用医薬品	
そ の 他	診療医師名: _____

【救護所で記入】

取扱救護所	処置記録兼診療依頼書 発 行 番 号	No.
-------	-----------------------	-----

※診察状況の記載につきましては、無償にて対応いただきますようお願いいたします。
このほか、御不明な点がございましたら、下記までお問合せさせていただきますようお願いいたします。
【問合せ先】青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会事務局 医療救護担当
(TEL: 017-734-9189)

移動救護(班)対応記録

月 日 ()

No.	時間	場所	区分	傷病者情報	傷病内容	対応
			選手 監督 観客 他 ()	(氏名) (住所) (TEL)		(内容) (対応者)
			選手 監督 観客 他 ()	(氏名) (住所) (TEL)		(内容) (対応者)
			選手 監督 観客 他 ()	(氏名) (住所) (TEL)		(内容) (対応者)
			選手 監督 観客 他 ()	(氏名) (住所) (TEL)		(内容) (対応者)
(備考欄)						

※救護所への搬送及び緊急搬送が必要な場合に、傷病者の住所、電話番号の記載を行う。

取扱傷病者一覧表

月 日()

移動救護班 班・救護所

区分		取扱傷病者数					医療機関への搬送者数				
		選手	監督	観客	その他	計	選手	監督	観客	その他	計
外傷	骨折										
	腱断裂										
	捻挫										
	打撲										
	脱臼										
	裂創										
	口腔内外傷										
	その他										
熱中症											
脱水症											
内因性疾患	頭頸部疾患										
	呼吸・循環器疾患										
	消化器疾患										
	内分泌疾患										
	腎疾患										
	神経疾患										
	その他										
合計											

※ この様式は、一日の業務終了後に救護班及び移動救護班が集計し記載すること。

青の煌めきあおもり障スポ情報支援体制整備基本方針(案)について

青の煌めきあおもり障スポ(以下「大会」という。)において、大会参加者及び観覧者が、大会や競技の情報を得ることができるよう、情報支援を行うための体制の整備について基本的な事項を定めるものです。

1 基本方針(案)

次頁参照

2 整備体制

県実行委員会が大会の情報支援体制を整備します。なお、県実行委員会は整備にあたり、会場地市町、競技運営主管団体及びその他の関係団体と相互に連絡調整を行い、協力を図ります。

3 整備内容

県実行委員会は、情報支援環境整備のため、ボランティアの配置や機器の設置等を下記のとおり実施します。なお、実施箇所等については、競技会場施設等の状況、大会参加者及び観覧者の特性、経費等を総合的に勘案して選定します。

(1) 主に視覚障がい者への情報支援

- ア 点字・音声案内
- イ デジタル音声配信等による実況放送
- ウ 点字・音声訳資料の作成

(2) 主に聴覚障がい者への情報支援

- ア 情報支援ボランティア
- イ 映像装置(仮設モニター)
- ウ 補聴援助システム
- エ 情報支援席

(3) その他

- ア 実施本部員等によるサポート
- イ 表示(ピクトグラム等)・ふりがな表記
- ウ ICTを活用した大会情報の提供

青の煌めきあおもり障スポ情報支援体制整備基本方針（案）

1 趣旨

青の煌めきあおもり障スポ（以下「大会」という。）において、大会参加者および観覧者をはじめすべての人が、障がいのあるなしに関わらず、大会や競技の情報を得ることができるよう、情報支援を行うための体制の整備について、基本的な事項を定めるものとする。

2 整備体制

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）が、大会の情報支援体制を整備する。

なお、県実行委員会は整備にあたり、会場地市町、競技運営主管団体およびその他の関係団体と相互に連絡調整を行い、協力を図る。

3 整備内容

県実行委員会は、情報支援環境整備のため、ボランティアの配置や機器の設置等を以下のとおり実施する。

なお、実施箇所等については、競技会場施設等の状況、大会参加者及び観覧者の特性、経費等を総合的に勘案して選定する。

(1) 主に視覚障がい者への情報支援

ア 点字・音声案内

施設等の情報を伝えるため、大会運営上必要と認められる会場において、点字案内板や音声誘導装置等を設置する。

イ デジタル音声配信等による実況放送

競技の経過等が分かるよう、大会運営上必要と認められる会場において、デジタル音声配信等による実況放送を実施する。

ウ 点字・音声訳資料の作成

大会パンフレットや競技関係資料等について、必要部数等を精査のうえ、点字版・音声版を作成する。

(2) 主に聴覚障がい者への情報支援

ア 情報支援ボランティア

手話及び筆談を活用して、聴覚障がい者への情報支援を図るとともに、すべての人に分かりやすい情報提供を行うため、開・閉会式会場および各競技会場等に、情報支援ボランティアを配置する。

イ 映像装置（仮設モニター）

情報支援ボランティアによる情報支援活動又は手話通訳者・要約筆記者等による通訳が効果的かつ効率的に行えるよう、手話および文字情報を表示するための映像装置を、大会運営上必要と認められる会場に設置する。

ウ 補聴援助システム

場内放送の内容等を補聴器や人工内耳等で聞き取りやすくするために、大会運営上必要と認められる会場に、ヒアリンググループやデジタル補聴援助機器等を設置する。

エ 情報支援席

会場内の観覧者席において、上記ア、イおよびウによる複合的な情報支援が得られるよう、聴覚障がい者のための優先席として情報支援席を設置する。

(3) その他

ア 実施本部員等によるサポート

実施本部員、大会運営ボランティアにおいても、必要に応じて、障がい者に対して障がいの特性に応じた意思疎通手段による情報支援を行うよう努めるものとする。

また、この取り組みについて広く周知する。

イ 表示（ピクトグラム等）・ふりがな表記

すべての人に分かりやすい情報提供を行うため、案内看板や大会パンフレット等に大きなピクトグラム等による表示、ふりがな表記を行うとともに、UDフォントを使用し、平易な文章を用いる。

ウ ICTを活用した大会情報の提供

大会参加者および観覧者が、大会関連情報等を得られるよう、大会ホームページやSNS等を活用し配信する。

4 その他

この方針に定めるもののほか、情報支援に関し必要な事項は、別に定める。

青の煌めきあおもり障スポ 宿泊要項（案）

1 趣旨

この要項は、第 25 回全国障害者スポーツ大会に参加する選手・監督、役員等（以下「大会参加者」という。）の宿泊等に関して、必要な事項を定める。

2 方針

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「県委員会」という。）は、大会参加者が心身ともに良好な状態で大会に臨めるよう、関係する機関および団体の協力を得て、大会参加者の宿泊について万全を期する。

3 業務の実施

県委員会は、青森県旅館ホテル生活衛生同業組合等の関係団体および宿泊施設等と連絡調整の上、大会参加者の宿泊施設の選定、確保、配宿および宿泊環境の整備に関する業務に当たるとともに、これに関する紛議が生じた場合は、調停およびあっせんを行う。

4 宿泊対象者

この要項に定める宿泊対象者は、大会参加者のうち次に掲げる者で県委員会に宿泊申込みのあった者とする。

- (1) 選手・監督、介助者（以下「選手団」という。）
- (2) 大会役員、特別招待者、競技役員、視察員、報道員およびその他大会運営に参加する者で、県委員会が宿泊を必要と認めた者

5 宿泊施設の選定および確保

宿舎の選定および確保については、次により行うものとする。

- (1) 大会参加者の宿舎は、原則として会場地市町内の旅館等（旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）の許可を受けて営業を行う旅館、ホテルおよび簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。
- (2) 会場地市町内の旅館等で宿泊対象者の収容が困難な場合は、その地域の実情に応じて、県内外近隣市町村の旅館等を利用する。
- (3) 風紀上、衛生上または安全対策上の理由により、支障があると認められる宿舎は利用しない。

6 配宿

大会参加者の配宿に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 選手団の一体性に配慮し、個人競技は選手団ごとに、団体競技はチームごとに

- 同一の宿舎に配宿するよう努める。
- (2) 移動にかかる負担軽減に配慮し、参加する競技が実施される会場へ移動しやすい宿舎に配宿するよう努める。
- (3) 障がい者にとって利用しやすい宿舎に配宿するよう努める。

7 仮設物の設置

障がい者の宿泊に必要なスロープ等の仮設物を設置する必要がある場合は、当該宿舎と協議の上、県委員会が設置する。

8 宿泊料金等

大会参加者の宿泊料金等は、次のとおりとする。

(1) 宿泊

宿泊とは、入宿日の 15 時から出発日の 10 時までの客室の使用をいうものとし、原則として 1 泊 2 食とするが、1 泊朝食、素泊まりも可とする。

(2) 宿泊料金

宿泊料金は下表の料金範囲内とする。(青の煌めきあおもり国スポ宿泊料金を参考に設定) ただし、大会役員等が、定員未滿での利用等を希望する場合は、この料金範囲を超えることがある。

宿泊対象者	宿泊料金 (税抜)			備考
	1 泊 2 食	1 泊朝食	素泊まり	
4 (1) に掲げる者	3,500 円 ～18,000 円	2,800 円 ～14,400 円	2,450 円 ～12,600 円	通常のサービス・奉仕料及び冷暖房料を含む
4 (2) に掲げる者		2,800 円 ～14,400 円	2,450 円 ～12,600 円	

※1 1 泊 2 食料金は 500 円刻みとする。

※2 1 泊朝食料金は、1 泊 2 食料金の 80%相当額とする。

※3 素泊まり料金は、1 泊 2 食料金の 70%相当額とする。

(3) 入湯税等

入湯税および宿泊税 (導入している地域のみ) については外税とし、宿泊料金とは別に支払う。

(4) 欠食控除

欠食控除の適用は、朝食、夕食ともに 4 日前までに申し出た場合に限る。ただし、競技の進行状況により、やむを得ず夕食の欠食を申し出る場合は、宿舎と協議の上、決定する。

ア 夕食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金から 20%を控除した額とする。

イ 朝食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金から 10%を控除した額とする。

宿泊対象者	宿泊料金（税抜）	
	夕食を欠食した場合	朝食を欠食した場合
4（1）に掲げる者	2,800円～14,400円	3,150円～16,200円
4（2）に掲げる者		2,450円～12,600円

（5）休憩料金

入宿日15時以前および出発日の10時以降に客室を使用する場合の休憩料金は、各宿舎の規定に基づくものとする。

（6）入浴料

宿泊者が宿舎からの要請により公衆浴場等を利用した時の入浴料は、当該宿舎が負担する。

（7）宿泊取消料

大会参加の取消しや、やむを得ない理由により宿泊を取り消した場合の宿泊取消料は、各宿泊施設の宿泊取消料規定を適用する。なお、宿泊取消料規定の上限は、下表のとおりとする。

申出区分	宿泊取消料	備考
宿泊予定日の9日前まで	不要	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金(税抜)を宿泊料金とする。
宿泊予定日の8日前から 宿泊予定日の4日前まで	宿泊料金（税抜）の20%	
宿泊予定日の3日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金（税抜）の50%	
宿泊予定日当日	宿泊料金（税抜）の100%	

（注）・荒天等による交通機関の不通で、宿舎への到着が困難な場合は、宿舎と協議して取消料を決定する。

・入宿前後に関わらず、災害等（地震、風水害、感染症等）により、競技会（種目・種別）が中止となり、宿泊取消を申し出た場合は、取り消した泊数に関わらず、一人につき1泊分の取消料のみとする。

なお、この規定は、大会参加者全てに適用するものとする。

（8）宿泊料金等の精算

宿泊料金および宿泊取消料については、別に定める方法により、県委員会が指定する期日までに支払うものとする。

なお、上記以外の宿泊に関する費用については、退宿時に当該宿舎が定める方法により支払うものとする。

（9）宿泊料金等の適用期間

当該宿泊料金等の適用期間は、令和8年10月21日（水）15時から令和8年10月27日（月）10時までとする。

9 宿泊の申込み

（1）選手団については、都道府県および政令指定都市がそれぞれ宿泊申込代表者を

定め、別に定める宿泊事務実施要領（以下「実施要領」という。）により、宿泊申込代表者がインターネットにより県委員会に申込みを行うものとする。

ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる申込みが困難な場合は、宿泊申込書に必要事項を記入の上、ファクシミリまたは郵送により申込みことを認めるものとする。

なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到達した日とする。

また、選手団以外の宿泊対象者については、各参加団体が同様に行うものとする。

- (2) 宿泊申込代表者は、宿泊申込みについて最終的な責任を負うものとする。
- (3) 宿泊申込代表者は、入宿後の宿舎と宿泊者との連絡調整のため、宿舎ごとに宿泊責任者を選定するものとする。
- (4) インターネット等による宿泊申込みは、実施要領に定める申込期限までに行うものとする。

10 宿泊の変更および取消し

- (1) 入宿前の宿泊人数又は宿泊日程の変更及び取消しについては、実施要領の様式により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して速やかに県委員会へ行うものとする。ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる変更や取消しが困難な場合は、ファクシミリ又は郵送により行うことを認めるものとし、この場合にあっても速やかに県委員会に連絡するものとする。

なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到達した日とする。

- (2) 入宿後の宿泊人数の変更及び取消しは、選手団については、宿泊責任者が直接当該宿舎へ申し出るものとし、その効力の発生時期は当該申出があった日とする。また、選手団以外の宿泊対象者については、宿泊責任者又は宿泊者本人が同様に申し出るものとし、その効力の発生は、その申し出があった日とする。
- (3) 県委員会が指定した宿舎の変更は、原則として認めない。なお、任意に変更したことによって生じた全ての損失は、任意に変更した者がその責任を負う。

11 食事

- (1) 大会参加者に提供する食事は、安全・安心かつ大会参加者が最良のコンディションで活躍できるよう、栄養面や衛生面を考慮すること。また食材については、大会期間中に入手しやすく、かつ食事料金も考慮の上、利用可能なものを選定する。なお、青森県産の食材を積極的に活用する。

- (2) 昼食については、原則として大会参加者の希望により、県委員会が別に定める方法によりあっせんするものとする。

なお、金額については、次のとおりとする。

区分	料金
昼食弁当（お茶を含む）	1,100 円以内（税抜）

12 その他

- （1） 宿舎での食事、入浴等に特別な介助を要する者の介助については、その者の所属する選手団等の責任において行うものとする。
- （2） この要項に定めるもののほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項は、実施要領に定めるものとする。
- （3） 宿泊料金、昼食弁当料金ともに、消費税および地方消費税の税率に変更があった場合は、開催時の税率を適用するものとする。

青の煌めきあおもり障スポ 宿泊事務実施要領（案）

1 趣旨

この要領は、「青の煌めきあおもり障スポ宿泊要項」（以下「宿泊要項」という。）に基づき、宿泊要項適用者に係る宿泊業務の実施に関して必要な事項を定める。

2 宿泊申込手続き

（1）宿泊申込代表者

青の煌めきあおもり障スポ実行委員会（以下「県委員会」という。）は、青の煌めきあおもり障スポに参加し、又は派遣される者の宿泊申込に関して以下の区分ごとにそれぞれ宿泊の申込みに関する責任を負う者（以下「宿泊申込代表者」という。）を指定する。

宿泊申込代表者は、宿舎の責による場合を除き、当該区分に定める者の宿泊の申込みについて最終的な責任を負う。

区分		宿泊申込代表者
選手団	選手・監督	都道府県・政令指定都市が定める者
	役員（介助者）	
競技役員	県内	青森県内の各競技団体の長
	県外	全国を統括する各競技団体の長
視察員（後催県視察員を除く）		宿泊希望のあった各団体の代表者
報道員		宿泊希望のあった各社の代表者
大会役員		宿泊希望のあった各団体の代表者
特別招待者		
その他大会関係者 （後催県視察員を含む）		

※ その他大会関係者とは、大会運営に参加する者で、県委員会が宿泊を必要と認めた者をいう。

（2）宿泊責任者

ア 宿泊申込代表者は、宿泊者の中から、宿泊日が同一のグループ又は行動を共にするグループごとに宿泊責任者を定める。

ただし、宿泊者以外に行動を共にする者がいない場合は、宿泊者本人を宿泊責任者として取り扱う。

イ 宿泊責任者は、宿泊者を代表し、宿泊者と宿舎との間で必要な事務の処理に当たる。

(3) 宿泊の申込み

ア 宿泊申込システム

青の煌めきあおもり障スポの宿泊申込みは、宿泊申込システム（県委員会が運営し、インターネットを介して、宿泊申込みを受け付け処理するシステムをいう。以下「システム」という。）により申し込まなければならない。

ただし、システムに異常があり、システムによる宿泊申込みが困難な場合は、ファクシミリ、郵便又はメールによる申込みができるものとする。

イ 宿泊申込みに必要なID・パスワード等の通知

県委員会は、システムを利用した宿泊申込みに必要なID・パスワード等を宿泊申込代表者に通知する。

ウ 申込方法

宿泊申込代表者はシステムにアクセスし、県委員会から通知されたID・パスワードを入力してログインし、宿泊申込入力画面に必要な事項を入力の上申し込む。

なお、県委員会は上記ID・パスワードによりログインした者が行った宿泊申込みについて、宿泊申込代表者本人により行われたものとして取り扱う。

エ 申込先

青の煌めきあおもり障スポ配宿・輸送センター（以下「配宿・輸送センター」という。）

住所：〒030-0803 青森県青森市安方1丁目1番40号 青森県観光物産館8階

電話：別に定める

FAX：別に定める

システムのインターネットアドレス：別に定める

オ 申込期限

申込期限については以下の表のとおりとする。

区分	宿泊申込代表者
選手団	別に定める
選手団以外	別に定める

(4) 宿舎の決定

ア 県委員会は、宿泊申込みを受理した後に、宿舎の決定を行う。

イ 県委員会は、宿舎を決定した場合には、宿泊申込代表者が宿舎決定通知書をシステムの画面上から確認できるようにする。

ウ 県委員会は、宿舎を決定した場合には、当該宿泊施設（以下「指定宿舎」という。）に対し、配宿決定通知書をシステムの画面上から確認できるようにする。

(5) 宿泊の変更及び取消し

ア 宿舎決定後の宿泊の変更及び取消し(以下「宿泊変更等」という。)については、大会への参加取消し等、特別な事情がない限り認めない。

イ 前号に掲げる事情による宿泊変更等の受付開始時期は、配宿・輸送センターがシステムの画面上で確認できるようにしたとき以降とする。

ウ 宿泊申込代表者が宿泊変更等を行う場合は、システムを利用し、宿泊変更・取消画面に変更内容を入力の上、県委員会に申し込む。

ただし、システムに異常があり、システムによる宿泊変更等が困難な場合は、ファクシミリ、郵便又はメールによる申込みができるものとする。

エ 県委員会は、受理した宿泊変更等の内容を速やかに指定宿舎に連絡し、調整を行う。

なお、調整結果については、宿泊申込代表者が宿舎決定通知書をシステムで確認できるようにし、その処理結果は記録する。

3 宿泊料金等の精算

(1) 宿泊料金、休憩料金、入湯税、宿泊税及び宿泊取消料(以下「宿泊料金等」という。)の精算は、選手団は、配宿・輸送センターを介した請求書払いとする。また、選手団以外については各宿舎が指定する精算方法により支払うものとする。

なお、これら以外の料金については、各宿舎が定める方法により宿泊責任者が直接宿舎に支払う。

(2) 指定宿舎と宿泊責任者は、宿泊日ごとに宿泊人数、欠食の有無等の宿泊内容について、宿泊連絡票(様式1)等により互いに確認する。

(3) 指定宿舎と宿泊責任者は、互いに確認した宿泊内容に基づき、宿泊精算確認書(様式2)により、宿泊責任者の退宿時にその支払額を確定する。

(4) 指定宿舎は、宿泊精算確認書3片のうち1片を退宿時に宿泊責任者に交付し、1片を速やかに配宿・輸送センターへ送付する。また、残りの1片は指定宿舎が保管する。

(5) 指定宿舎は、宿泊精算確認書に基づき、選手団にあつては配宿・輸送センター代表者を、選手団以外にあつては宿泊責任者を債務者として、宿泊料金等を請求する。

4 宿舎における紛議

宿舎における紛議が生じた時は、次により解決する。

(1) 指定宿舎は、速やかに宿泊責任者との間でその処理に当たる。

(2) 宿泊に係る紛議について、当事者の間において解決することが困難な場合、県委員会がその処理に当たる。

5 個人情報の取り扱い

宿泊申込みに記載された個人情報は、適切な管理に努めるとともに、県委員会及び配宿・輸送センターにおいて宿泊業務に限り利用し、その他の目的に利用しない。

また、収集した個人情報は、青の煌めきあおもり障スポ終了後、統計資料作成に利用した後、削除する。

6 その他

この要領に定めのない事項については、県委員会が別に定める。

(様式1)

青の煌めきあおもり障スポ 宿泊連絡票

提出日 月 日

この用紙は、変更・取消等の確認不足によるトラブルを避けるためのものであり、宿泊日数に応じた枚数をチェックイン時にお渡ししております。お手数ですが、毎朝ご出発前にフロントへご提出ください。

1 宿泊施設名

--

2 宿泊団体

参加区分		都道府県・政令指定都市	競技種目	障害区分
<input type="checkbox"/> 選手団	<input type="checkbox"/> 大会役員・特別招待者	※報道員は、会社名を記入	※選手団、競技役員のみ記入	※選手団のみ記入
<input type="checkbox"/> 競技役員・技術指導員	<input type="checkbox"/> 競技補助員			
<input type="checkbox"/> 実施本部員	<input type="checkbox"/> ボランティア			<input type="checkbox"/> 身体
<input type="checkbox"/> 視察員	<input type="checkbox"/> 報道員			<input type="checkbox"/> 知的
<input type="checkbox"/> その他大会関係者	<input type="checkbox"/> その他			<input type="checkbox"/> 精神

※参加区分、障害区分については、該当する箇所に☑をお願いします。

3 前日 (月 日) の宿泊実績は以下のとおりです。

宿泊内訳	1泊2食	1泊朝食	1泊夕食	素泊まり	計
	名	名	名	名	0名

4 宿泊人数の確認

本日の宿泊計	名
--------	---

※**宿泊予定日の8日前の宿泊取消の申出**から、**宿泊取消料の対象**となります。

5 食事人数の確認

本日の夕食	有	名	欠	名	欠食申出日時	月	日	時
翌日の朝食	有	名	欠	名	欠食申出日時	月	日	時

※食事人数の有、欠食は「4 宿泊人数」の内訳となるようにご記入ください。

※入宿後に食事の変更連絡を行った場合は、申出日時が欠食控除の適用内か宿泊施設と確認のうえ、ご記入ください。

※**欠食控除**の適用は、朝食、夕食ともに**4日前までに申し出た場合**に限る。

6 その他連絡事項があればご記入ください

連絡事項	
------	--

令和8年 月 日

宿泊責任者 署名

--

宿泊施設担当者 署名

--

青の煌めきあおもり障スポ 宿泊精算確認書

1 指定宿舎

Table with 4 columns: 宿泊施設名, 所在地, 電話番号, FAX番号. Includes dashes for phone and fax numbers.

2 宿泊団体

Table with 4 columns: 参加区分, 都道府県・政令指定都市, 競技種目, 障がい区分. Includes checkboxes for various roles and disability types.

※参加区分、障がい区分については、該当する箇所には☑をお願いします。

3 宿泊責任者氏名

Blank box for the name of the accommodation responsible person, followed by '様'.

4 宿泊実績

Summary table for accommodation performance with columns for 宿泊料金, 1泊2食, 1泊夕食, 1泊朝食, 素泊まり, 入湯税, 宿泊税.

Main table for accommodation performance with columns for 宿泊日, 1泊2食, 1泊朝食, 1泊夕食, 素泊まり, 小計. Includes a summary row at the bottom.

Table for cancellation charges with columns for 入宿後金額別宿泊取消料, 宿泊取消料単価, 件数, and 宿泊取消料小計.

請求合計額 (①+②+③) 円

上記内容に相違ありません。

令和8年 月 日

宿泊責任者署名

宿泊施設担当者署名

注1) 宿泊責任者と宿泊施設担当者の署名をもって請求額の確定となりますので必ずご署名ください。

注2) 宿泊実績記入欄が不足する場合は、別票でご記入ください。

青の煌^{きら}めきあおもり障スポ競技開始式・表彰式実施要項（案）

1 趣旨

この要項は、青の煌^{きら}めきあおもり障スポの競技開始式および表彰式の実施について必要な事項を定める。

2 実施方法

青の煌^{きら}めきあおもり障スポ国スポ・障スポ実行委員会及び競技運営主管団体が会場地市町と協議のうえ、協力して実施する。

3 実施内容

競技開始式および表彰式の内容は概ね次のとおりとするが、会場の特性や選手のコンディション等の諸条件に配慮し、必要に応じて簡素に行うものとする。

(1) 競技開始式

- ア 開式通告
- イ 選手・役員入場
- ウ 開会宣言
- エ あいさつ
- オ 歓迎のことば
- カ 選手宣誓
- キ 閉式通告
- ク 選手・役員退場

(2) 表彰式

- ア 開式通告
- イ 選手・役員入場
- ウ 成績発表
- エ 表彰
- オ あいさつ
- カ 閉会宣言
- キ 閉式通告
- ク 選手・役員退場

4 表彰

全国障害者スポーツ大会開催基準要綱第 15 項に基づき以下のとおりとする。

- (1) 個人競技については、各組単位で、原則として同一区分毎に 1 位から 3 位までの選手にメダルを授与する。なお、陸上競技における視覚障害選手の伴走者およびボッチャにおけるランプオペレーターについても、選手と同様にメダルを授与する。
- (2) 団体競技については、優勝チームに賞状、優勝杯等、2 位、3 位のチームに賞状、1 位から 3 位までの選手にメダルを授与する。

5 その他

この要項に定めるほか必要な事項は、関係者が協議のうえ決定する。

